

県立小田原東高等学校施設の利用について

1 ご利用いただける施設

開放施設	運動種目	貸出用具	開放日	開放時間
体育館	バスケットボール		年末年始を除く 平日・土日・祝日	19:30～21:30
	バレーボール	支柱、ネット		
	バドミントン	支柱、ネット		
附属施設(体育館1階トイレ、洗面所)				

2 利用のしかた

(1) 利用できる方

学習・文化・スポーツ活動を目的とする県内在住又は在勤の方で事前に利用団体の登録をしていただいた方です。

なお、次のような場合は、(利用承認後であっても)利用をお断りいたします。

- ア 特定の政党や宗教団体の支持若しくは反対のための利用その他政治又は宗教に関する活動を目的とした利用
- イ 営利を目的とした利用
- ウ 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのある利用
- エ 申込内容に反する利用
- オ その他、施設の管理や学校教育活動に支障をきたすおそれのある利用

(2) 利用団体の登録

初めて利用する場合は、事前に利用団体の登録が必要です。

(3) 申込方法

利用希望日の属する月の前月初日から 10 日までの間に、施設利用申込書(様式1)により申し込んでください。他の利用者等との調整の後、利用可能であれば、その末日までに施設利用承認書を交付します。

- ◆ 承認された後、利用できなくなった場合には、速やかにご連絡ください。
- ◆ 承認書を交付した後も天候等やむを得ない事由により施設が利用できなくなることがありますので、あらかじめご了承ください。

体育館利用の場合、1回(2時間まで)につき電気料相当額として 440 円の使用料がかかります。
利用月の翌月、代表者あて納付書を送付しますので、納付期限までに必ず指定金融機関にて納付ください。

3 保険の加入について

利用者の皆様には、万が一の事故に備えて、あらかじめ保険の加入をお勧めしています。

4 守っていただきたいこと

学校施設は、県民共有の財産です。皆さんが気持ち良く利用できるよう、また、生徒の教育活動の妨げにならないよう、次のことを守ってご利用ください。

- ア 県立学校は敷地内全面禁煙です。
- イ 指定された利用施設以外の場所には、立ち入らないでください。
開放施設内での飲食は禁止です。
- ウ 駐車は、北館並びの職員駐車場に駐車してください。
- エ 駐輪場は、本館前の職員駐輪場に駐輪してください。
- オ 利用が終了したときは、使用した設備を元に戻し、利用施設の清掃(モップがけ)を行い、消灯確認後施錠してお帰りください。(利用時間厳守のこと。)
- カ 開放施設利用中の事故等、緊急時については、各自対応していただいております。利用にあたって学校と連絡を密にするとともに事故のないよう責任を持って安全に努めてください。
- キ 利用中は門扉を閉めてください。
- ク 利用中に異常な状態に気付いたときには、速やかに警察等の関係機関に連絡してください。警察110番や消防119番に連絡した場合やその他必要と考えられる場合には、必ず利用日翌日に報告してください。
- ケ 利用中に施設・設備・物品等を破損若しくは滅失したときは、「施設・設備破損届」を提出し、利用日翌日に必ず学校事務室まで連絡してください。
- コ 利用者が施設・設備・物品等を故意又は過失により破損若しくは滅失したときは、原状に復するための経費について、弁償の責任を負っていただきます。

上記注意事項に違反した場合は、利用の停止又は団体の取消をする場合があります。

あらかじめご承知おき願います。

緊急時連絡先

○ 緊急の場合は次の関係機関にご連絡ください。

警 察 1 1 0

消 防 1 1 9

病 院 山近記念総合病院 連絡先 0 4 6 5 - 4 7 - 7 1 5 1